

2013年4月19日

一般社団法人 第二地方銀行協会
会長 築瀬 悠紀夫 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木静雄

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

安倍・自公新政権がデフレ脱却を掲げ、「緊急経済対策」を打ち出し、円安の進行や株価の持ち直しが生まれ、景気は下げ止まりと言われています。

しかしながら、マスコミやエコノミストの間でも既に議論になっているように、日本経済を持続的な回復基調に乗せるためのデフレ克服には、労働者の賃金の引き上げ・底上げによって個人消費を活性化することが不可欠です。

小泉政権などにより進められた新自由主義「構造改革」路線、一連の規制緩和によって、雇用や社会保障のルールが破壊され、ワーキングプアが1100万人にも広がるなど、貧困と格差はますます深刻化しています。

他の先進諸国が賃金の引き上げ・底上げを進めGDPを増加させたり、東南アジア諸国も最低賃金の大引き上げや派遣労働の規制などに踏み出しているもとで、日本では、さまざまな規制緩和論がまたぞろ浮上し、労働者派遣の自由化や解雇規制の緩和、ホワイトカラーエグゼンプションなどが取りざたされています。これでは、デフレ脱却どころか、さらなる長時間過密労働とワーキングプアの増大を招き、日本経済を一段と冷え込ませるのは明らかです。

金融労連は、2月2日～3日の2日間、鹿児島市で開催された第7回中央委員会で、2013年春闘方針等を決定し、持続可能な日本経済の実現と金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、すべての労働者の賃上げと雇用の確保で内需主導の景気回復を実現しようと、今春闘に取り組んでいます。

地域経済に責任を担う金融機関が本来の役割を取り戻し、金融労働者の生活と権利を守り、明るく働きやすい職場の実現をめざす立場から貴会に以下のとおり要請しますので、全ての会員行に周知・啓蒙していただくようお願い致します。

記

1. 労働組合の春闘要求に誠実に応えるとともに、労働時間の短縮や賃金不払い残業の根絶、休暇の取得促進、実効あるメンタルヘルス対策など、働きやすい職場づくりを進めること。
2. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者

派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、非正規労働者の雇用確保・差別是正を図ること。

3. 賃金・退職金の引き下げなしの65歳定年制を図ること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の雇用延長と年金支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を図ること。
4. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。
5. 金融商品取引法を遵守し、投資信託をはじめとした金融リスク商品のノルマ推進などをやめること。
6. 円滑化法終了後も引き続き中小企業金融の円滑化を図るとともに、東日本大震災の被災者・事業所への緊急融資や返済猶予、二重ローンの解消など復興支援に努めること。
7. 早朝を含め賃金不払い残業の根絶を図ること。
8. 金融機関の長時間労働是正に背を向ける、就業時間の延長はもとより、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進を図ること。

以上